

宜野湾市における介護保険事業者事故報告の運用方針

本件は、沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領による事故報告の範囲を明確にすることを目的として、宜野湾市における事故報告の範囲の運用方針を定めるものである。

【前提】

沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領中「3 報告の範囲」(1)に基づき、保険者及び事業者所在市町村へ報告すべきものは、事業者側の過失の有無を問わず、サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故とする。

【運用】

沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領中「3 報告の範囲」規定について

① (1)イに規定される「家族等に連絡したもの」とは次のとおりとする。

- ・ 今後、利用（入所）者側とトラブルになる可能性がある場合
- ・ 病院受診には至らなかったが今後症状が悪化する可能性がある場合
- ・ 事業所の安全管理において特に報告が必要と考えられる場合（事業所内において同様の原因による軽傷事故が頻発している場合等）

② (1)ウに規定される「事業者側の過失の有無は問わない」とは次のとおりとする。

・ 事故報告の目的は責任を追及するものではなく、事故後の速やかな対応と問題の解決及び再発防止策を講ずるためのものであるため、疾病及び第三者が原因となった事故又は各事業者で作成される介護計画における援助範囲の想定外の事故であっても宜野湾市への報告を行うこと。

③ その他

- ・ 自傷行為は自ら身体を傷つける行為であり、事故とは明確に区別すること。
- ・ 報告範囲について疑義が生じた場合には保険者に問い合わせること。